

請 負 契 約 書 (案)

請負の表示 勤怠管理システム導入業務 一式

請負代金額 金*, ***, ***円也 (うち消費税額及び地方消費税額***, ***円)

上記消費税及び地方消費税の額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき代金額に〇〇〇分の〇を乗じて得た額である。

発注者 国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学 と 受注者 ***
との間において、上記の請負 (以下「業務」という。) について、上記の請負代金額で請負契約を結ぶものとする。

第1条 受注者は、別冊の仕様書に基づいて業務を履行するものとする。

第2条 請負は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学において行うものとする。

第3条 請負期間は、令和*年*月**日～令和9年2月28日とする。

第4条 作業完了報告書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部人事課人事企画係に送付し検収を受けるものとする。

第5条 請負代金は、システム構築費用は納入検収後一括で支払うものとする。仮導入期間の運用費用は、運用検収後一括で支払うものとする。

第6条 請負代金の請求書は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学管理部人事課人事企画係に送付するものとする。

第7条 受注者は、業務を行うにあたっては、常に災害、事故防止に留意し、特に必要があると認めるときは、臨機の措置をとるようにしなければならない。

2 受注者は、前項の措置をしようとするときには、あらかじめ発注者に対してその意見をもとめなければならない。

3 受注者は、第1項の措置をとったときには、直ちにその旨を発注者に通知しなければならない。

4 発注者は、災害、事故防止その他業務実施上必要と認めるときは、受注者に対し所要の臨機の措置を取るべきことを要求することができるものとする。

5 受注者は、前項の要求があったときは、直ちにこれに応じなければならない。

6 第1項及び前項の措置のために要した経費は、受注者が負担するものとする。ただし、当該経費を受注者が負担することが著しく不相当であると認められるときは、発注者受注者間において協議し、発注者においてその全部又は一部を負担するものとする。

第8条 受注者は、建物及び器物等を損傷又は発注者の所有する物品等を紛失しないよう、善良な管理者の注意を以て業務を実施するものとする。

第9条 受注者は、前条の注意義務を怠り、建物及び器物等を損傷又は発注者の所有する物品等を紛失したときは、賠償の責を負うものとする。

2 前項の賠償額は、損害の度合いにより発注者の定める額とする。

第10条 受注者は、業務の実施にあたって発注者及び第三者に損害を与えたときは、賠償する責を負うものとする。ただし、発注者の責に帰すべき事由により生じた損害については、発注者とその責を負うものとする。

第11条 受注者は、この契約履行において知り得た発注者の業務に関する一切の事項及びいかなる情報をも、第三者に遺漏し、又は利用してはならない。

2 受注者は、本契約期間中において知り得た発注者及び第三者の個人情報については、別紙1「個人情報取扱の

特記事項」を遵守して取り扱うものとする。

3 受注者は、機微情報の保護及び外部委託先の情報セキュリティ対策の確実な実施等について規定した別紙2「情報システムの受注者における情報セキュリティ対策基準」に定める対策を実施し、別紙3「ゲストユーザ向け奈良先端科学技術大学院大学 IT リソース利用に関するガイドライン」を遵守すること。

第12条 契約保証金は、免除する。

第13条 この契約についての必要な細目は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学が定めた役務請負契約基準によるものとする。

第14条 この契約に関する訴えの管轄は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学所在地を管轄区域とする奈良地方裁判所とする。

第15条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者受注者間において協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者受注者は次に記名し、印を押すものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良県生駒市高山町8916番地の5
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学
学 長 塩崎 一裕

受注者

個人情報の取扱いに関する特記事項

(基本的事項)

- 第1 この契約による受託者（以下「乙」という。）は、この契約による業務を行う上で、委託者（以下「甲」という。）が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を取り扱う場合は、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないよう善良なる管理者の注意をもって行わなければならない。
- 2 個人情報とは、生存する個人に関する情報であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。
- (1) 当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式をいう。次項第2号において同じ。）で作られる記録をいう。）に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項（個人識別符号を除く。）をいう。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）
- (2) 個人識別符号が含まれるもの
- 3 個人識別符号とは、次の各号のいずれかに該当する文字、番号、記号その他の符号のうち、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律施行令（令和15年政令第549号）で定めるものをいう。
- (1) 特定の個人の身体の一部の特徴を電子計算機の用に供するために変換した文字、番号、記号その他の符号であつて、当該特定の個人を識別することができるもの
- (2) 個人に提供される役務の利用若しくは個人に販売される商品の購入に関し割り当てられ、又は個人に発行されるカードその他の書類に記載され、若しくは電磁的方式により記録された文字、番号、記号その他の符号であつて、その利用者若しくは購入者又は発行を受ける者ごとに異なるものとなるように割り当てられ、又は記載され、若しくは記録されることにより、特定の利用者若しくは購入者又は発行を受ける者を識別することができるもの

(適切な管理)

- 第2 乙は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の漏えい、改ざん、滅失、毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲の求めに応じ、責任者及び業務従事者の管理体制及び実施体制、個人情報の管理の状況に係る検査に関する事項等についての書面を提出しなければならない。

(秘密の保持)

- 第3 乙は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者（再委託（当該再委託先が乙の子会社（会社法（令和17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）である場合も含む。以下同じ。）する場合における再委託先を含む。以下同じ。））に提供し、又はその内容を知らせてはならない。
- 2 乙は、この契約による業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を第三者に提供し、又はその内容を知らせてはならないことその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。
- 3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(目的外利用の禁止等)

第4 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を当該業務を行う目的の範囲を超えて利用してはならない。

(再委託の禁止)

第5 乙は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の処理を自ら行うものとし、当該個人情報の処理の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ、甲の指示又は承諾を得た場合はこの限りではない。

2 乙は、前項ただし書きの規定により個人情報の処理の全部又は一部を第三者に再委託する場合には、再委託先における当該個人情報の処理に関する行為について、甲に対してすべての責任を負うものとする。

3 乙は、個人情報の処理の全部又は一部を第三者に再委託し、又は請け負わせる場合には、乙及び再委託先がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに乙が指示する事項について、再委託先と約定しなければならない。

(複写及び複製の禁止)

第6 乙は、甲の指示又は承諾を得た場合を除き、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を当該業務を行う目的の範囲を超えて複写又は複製してはならない。

(事故発生時の報告義務)

第7 乙は、この特記事項に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに甲に報告し、その指示に従わなければならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(個人情報の返還等)

第8 乙は、この契約が終了し、又は解除された場合は、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報を速やかに甲に返還し、又は漏えいを来さない方法で確実に処分しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(違反した場合の措置等)

第9 甲は、乙がこの特記事項に違反していると認めた場合は、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができるものとする。

(管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理の状況に関する検査)

第10 乙は、甲が必要があると認める場合は、この契約の履行期間中に、乙の事務所、事業場等において、この契約による業務を行う上で、甲が預託し、又は当該業務に関して乙が収集若しくは作成した個人情報の管理が適切に行われているか等についての検査に協力し、必要に応じて甲の指示を受け、その指示に従うものとする。

情報システムの受注者における情報セキュリティ対策基準

(趣旨)

奈良先端科学技術大学院大学（以下、「本学」という。）の情報システムの開発、運用等を委託された受注者が、情報システムのセキュリティを維持するために必要となる対策を定めるものである。

(委託事業実施前の情報セキュリティ対策)

1. 受注者は、委託元となる本学情報システム担当者（以下、「本学担当者」という。）に対し、以下の情報セキュリティ対策を明示すること。また、変更があった場合は速やかに本学担当者に報告すること。
 - ① 本学担当者より提供された情報の目的外利用の禁止
 - ② 受注者における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
 - ③ 受注者における情報セキュリティインシデントへの対処方法
 - ④ 受注者における情報セキュリティ対策の履行状況の確認方法
 - ⑤ 受注者における情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
 - ⑥ 委託事業の実施に当たり、受注者又はその従業員、再委託先、若しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制
 - ⑦ 受注者の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍に関する情報
 - ⑧ 本学担当者との情報の受渡し方法や委託業務終了時の情報の廃棄方法等を含む情報の取扱い手順
2. 受注者において以下の情報セキュリティに係るサプライチェーン・リスクを低減する対策が行われていること。
 - ① 各工程において信頼できる品質保証体制が確立されていること。
 - ② 不正な変更が発見された場合に、本学担当者と受注者が連携して原因を調査・排除できる体制を整備していること。
 - ③ 機器等に不正がないことを担保することができる事業者が製造した機器等を用いてシステム構築等を行うこと。
3. 受注者がその役務内容を第三者に再委託する場合は、再委託されることにより生ずる脅威に対して情報セキュリティが十分に確保されるよう、再委託先の第1条の情報と共に第2条の実施状況を本学担当者に明示し、了承を得ること。また、再委託した業務に伴う再委託者の行為について、全ての責任を負うこと。

(委託事業実施時の情報セキュリティ対策)

4. 本学が実施する情報セキュリティ対策について、本学担当者の指示に従い協力すること。
5. 受注者における情報セキュリティ対策の履行状況を確認すること。
6. 本学情報システムに対し本学の意図しない変更が行われた場合や、情報の目的外利用が認知された場合等の情報セキュリティインシデントが発生した際は、受注者は速やかに本学担当者に連絡し、本学担当者の支持に基づき委託事業を一時中断するなどの必要な緊急措置を講じた上で、契約に基づく必要な措置を講じること。また、本学CSIRT（サイバーセキュリティインシデント対応チーム）からの調査依頼に協力すること。

(委託事業における情報の取扱い)

7. 本学担当者等から提供された情報において、以下の事項を遵守すること。
 - ① 提供される情報は必要最小限とし、あらかじめ定められた安全な受渡し方法により提供すること。
 - ② 提供された情報が受注者において不要になった場合は、これを確実に返却又は抹消し、本学担当者の確認を得ること。
 - ③ 提供された情報において情報セキュリティインシデントの発生を認知した場合は、速やかに本学担当者に報告すること。

(委託事業終了時の情報セキュリティ対策)

8. 委託事業終了時において、以下の事項を遵守すること。
 - ① 本学から提供された情報を本学担当者の指定した方法で処理し、本学担当者的了承を得ること。
 - ② 委託事業用に作成したアカウントやパスワード、各種設定等を含むシステム情報と、生成された情報を確実に返却又は抹消し、本学担当者的了承を得ること。

ゲストユーザ向け奈良先端科学技術大学院大学 ITリソース利用に関するガイドライン

総合情報基盤センター長

1. 概要

近年における情報化の発展に伴い、奈良先端科学技術大学院大学（以下、「本学」という。）においても本学構成員以外が本学の情報資源（以下、「NAIST ITリソース」という。）を利用することが事業を推進するうえで必要不可欠となってきました。そのような中で、情報漏洩や情報資源への不正アクセス等による問題も発生しており、マスコミ等でも報じられる問題にまで発展することも少なくありません。このような背景を鑑み、本学の構成員以外が、NAIST ITリソースを利用する際は、関連する日本の法令、本学の「情報ネットワーク利用に関する倫理規程」および本学の他の方針を遵守すると共に、本ガイドラインを遵守することをその利用条件とします。

2. 適用範囲

本ガイドラインは、本学構成員以外でNAIST ITリソースを利用する個人または法人（以下、「ゲストユーザ」という。）に適用されます。NAIST ITリソースとは、本学が管理するコンピュータ、システム、ネットワーク等の情報資源を指し、また、ゲストユーザの持ち込んだPC等の本学所有ではないが本学ネットワークに接続される情報資源も含まれます。ただし、公開WWWページの閲覧等、一般に公開されているサービスは除きます。

なお、ゲストユーザは本学構成員を除く利用者であり、具体的には以下を想定しています。

- 学会やイベント等で本学を訪問し、情報システム又はネットワークを利用する学外者等
- 本学のシステム構築や保守等で、システムにアクセスまたはネットワークを利用する業者等

3. 利用ルール 全てのゲストユーザは以下の利用ルールを遵守してください。

- ① 関連する法令上、契約上、および業務上の義務に従って、本学の業務を遂行するためにNAIST ITリソースを効果的、効率的、慎重に、かつ責任をもって利用すること。
- ② 電子メールやその他のデジタル手段を介して情報のやり取りを行う際は、本学の「情報ネットワーク利用に関する倫理規程」を遵守すること。
- ③ 本学における情報の格付け及び取扱制限に従って本学の情報資産（メディア形式を問わず本学における業務に関わる全ての情報とデータ）を適切に取り扱うこと。
- ④ NAIST ITリソースを利用するためのアカウントの管理に関して以下を遵守すること。

- アカウントは、それに割り当てられた個人のみによって使用すること。
 - アカウント保有者は、そのアカウントの使用に責任を持つこと。また、他者による当該アカウントの不正使用を防止するため、適切なパスワード管理等の予防策を講ずること。
 - アカウントの共有は禁止する。共有する必要がある場合は総合情報基盤センター長の承認を必要とする。
- ⑤ NAIST ITリソースへの不正アクセスを試みること、およびそれを可能にすることを禁止する。
- ⑥ NAIST ITリソースを利用するための機器には、以下のセキュリティ対策を施し、最新の状態に保つこと。
- ウイルス対策ソフトウェアの導入
 - OSのアップデート
 - 各種ソフトウェアのアップデート
 - ファイアウォールの有効化
- ⑦ 情報セキュリティインシデントに気付いた場合は、直ちにNAIST CSIRTに連絡すること。 (csirt@itc.naist.jp)
- ⑧ 以下の一般的な規範にしたがうこと。
- プライバシーに関する法令や機密保持要件等で保護された情報の取り扱いはそれらに従うこと。
 - 著作権法とライセンス制限を尊重すること。
 - 本学のセキュリティコントロールを回避することは禁止する。
 - 詐欺、嫌がらせ、猥褻、脅迫、人種差別、性的ないし他の違法なメッセージを送信するためにNAIST ITリソースを使用することは禁止する。